

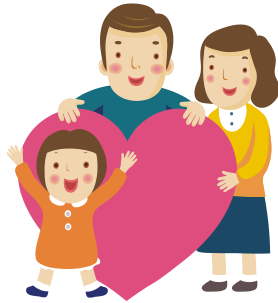
# FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

自分の潔白は自分で証明・・・？ 戸籍謄本準備のお奨め

平成25年 7月号

## 相

続財産がないからおっしゃる方でも、銀行口座の一つぐらいはお持ちです。相続が発生すれば、名義変更のための申請書一式を要求され、その間、口座は凍結、自動引落の支払いさえままなりません。又、前号で遺言の「検認」を受け



るための必要書類の準備に1ヶ月程度かかってしまうと申しましたが、これらの手続きをもっと短縮できる方法はないのでしょうか？  
○私は相談者の方には、相続手続きに必要なご自身の戸籍謄本を事前に取得しておくことをお奨めしています。(現在の戸籍からさかのぼった戸籍謄本は、期限なくいつでも相続手続きに使用できます) そもそも、相続手続きをするときに何故戸籍謄本を要求してくるのでしょうか。例えば、あなたに妻と2人の子がいる場合、自分の相続人はこの3人のみであることをあなたは知っていますが、法律上の相続手続きにおいては、あなたに隠している実子がいらないか、認知した子がいらないか、または養子がいらないか出生までさかのぼって確認し、相続人を確定させることにあります。この戸籍確認作業を、相続人にもしや？と思わせながらさせるのではなく、真実を知っているご自身でされることをお奨めしています。(つまり、自分の潔白は生前自分で証明しておきましょう)  
○具体的には、どのように出生にさかのぼる戸籍謄本を取得するのでしょうか？ 出生してから現在にいたるまでの軌跡を

表す戸籍謄本を取得するにあたって関係する種類は①現在の戸籍②改製原戸籍③除籍謄本の3種類があります。

1. 改製原戸籍謄本を申請する。  
現戸籍は平成6年法務省令によりコンピューター化された A4の横書様式になっています。実際の様式変更日は各市町村の事情により様々(大阪市中央区の場合平成21年)ですが、その際にその時点において実際に有効なことのみ転記され、元の戸籍は「改製原戸籍」として保存されています。

2. 親の戸籍謄本または除籍謄本を申請。  
改製原戸籍記載の、「婚姻を機に親の戸籍から新たに戸籍を設けた旨」を確認、独身時代については親(戸籍筆頭者)の戸籍を集めます。他の市町村であれば、多くは郵便による請求となります。親が死亡し、且つ兄妹全員が結婚又は死亡しその戸籍に誰もいない場合は除籍謄本として、それ以外は戸籍謄本の請求をします。今殆どの市町村が申請書を HP からダウンロードできるようになっており、因みに費用は謄本1通750円、郵便局で定額小為替(手数料1枚100円)を購入し、返信用封筒・切手を同封し申請します。昭和23年生以前の方は様式変更があったため2通以上になる可能性があるので注意してください。又、相続人が兄妹の場合はもっと手続きが大変です。父・母それぞれに婚姻する前に子(あなたの異父母兄妹)がいらないか確認するために、父・母それぞれの出生から死亡までの戸籍謄本が必要となります。

何れにしても、実際の相続手続きにおいては、事前準備謄本に加え死亡日以後の分が必要ですが、自分史でもある出生からの戸籍謄本取得をお奨めします。

